

算剰余金を見込むことができない事態となり、結果として7つの特定目的基金からの繰り入れ3億4,900万円で歳入を確保せざるを得なかったこと。

4つは、またぞろ各種補助金や交付金の削減、市長を初めとする特別職の報酬カットや職員の手当カットなどを次々に展開しなければならなくなっていること。

そして5つは、財政運営で市民に多くの心配と不安や失望感を抱かせ続けていることなど多くの混乱を引き起こしてきたものと思います。

現在も続いているこの混乱は、まさに平成18年度における予算編成とその執行が引き金を引いたものと言わざるを得ないと考えます。

そして特に私は、昨年8月の時点で多額の歳入欠陥が報告されていたにもかかわらず、そのことに対する対応が当局も議会も決定的におくれをとったことは残念で仕方がありませんし、悔やんでも悔やみ切れないばかりか、議会の一員として一体何をしてきたのだろうという情けない気持ちと市民に対して申しわけない気持ちでいっぱいです。

私は、このような事態を生んだ平成18年度歳入歳出決算を認定するというにはならないと考えます。不明を恥じ、反省し、教訓とするのであれば、平成18年度長井市歳入歳出決算は認めてはいけないものと思います。

昨年3月定例会最終日の平成18年度長井市一般会計予算に対する藤原民夫議員の反対討論の最後では、「これまでの数年にわたる長井市の財政運営の中で教訓として築いてきたのは、やみくもに見える投資的経費をふやし、事業のばらまきを行えば、そのツケは必ず市民生活に大きなツケとして残り、市政運営の大きな阻害要因になるということであります」と結ばれています。私は、この指摘がまさに的中してしまったと感じます。

多くの混乱を引き起こし、市民への不安をま

た与えなければならなかった平成18年度の予算編成や執行を反省し、本当に教訓とするのであれば到底認定することはできないものであり、認定には反対するものであります。

以上、認第1号に対する反対意見といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

認第1号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成18年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成19年第4回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件、請願3件の以上4件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは初めに、議案第67号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、広域交流拠点施設の建設事業費の財源に充当すべく置賜広域ふるさと市町村圏基金の取り崩しを行うことができるよう規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

審査に当たり企画調整課長からは、今回の規約変更については県知事の許可を受けなければならないが、県でも審査が必要であるとのことから県知事の許可は1月を想定している。また、その後に基金を置広事業に使えるように権利放棄が必要になってくる。来年4月からスタートしたいというスケジュールから見て、今定例会で議決いただきたいと考えている。建設費については、総額10億円という基本原則があるが、これまで使った費用、今回の償還利子を考慮すると実質9億1,100万円が上限であり、分担金は千代田クリーンセンター建設費分担金を参考に人口割、処理割、平等割を踏まえて割合を考えていく。維持管理経費には、理事会で確認されている平等割1割、利用者割9割で算出した額を負担することで進められており、また将来更新や大修理が必要になった場合は余熱利用施設整備基金を使えるように考えたいということはことし6月の理事会の資料で示されてるが、その他想定してない大規模な修理が必要になった場合は再度理事会で検討することになると思われているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、建設分担金に利用率は反映しないのか、また西置賜行政組合のように設置市町の負担が別枠でないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、現在理事会で示されているのはあくまでも千代田クリーンセンターの建設分担金をもとにした負担割合である。利用率については維持管理費の方で反映されることになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、建設分担金は平成20年度に納めることになるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、平成20年度から起債償還分、市町分担金を支払うよう示されているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この施設は未来永劫やっていくものなのか、それとも建設してしまえば終わりということになるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、理事会でまだ議論がなされていないので明確な答えはわからないが、隣のクリーンセンターが稼働している間はこの余熱利用施設は動くのではないかと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今後、修繕が必要となる時が必ず来ると思うが、そのときは余熱利用施設整備基金を使うのか。この基金は維持管理費に回していく計画ではなかったのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、基金の目的そのものは整備の部分だと思っているが、大修理に備えるなど用途を定める必要があるとの認識で柔軟に対応するように議論が進んでいるところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今後、維持管理運営に長井市は毎年どれくらい用意しておけばよいのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、維持管理費を仮に2,600万円とすると1割が平等割となるので、1市町32万5,000円くらいの負担額になると思う。利用者割については利用者人数は総体で5万人と想定しているが、長井市の

+

利用者までは算出していないので不明であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市報では市の財政は危機的状況にあるとの悲観的な見方をしている一方、一般質問で市長は、後年度の維持管理経費が明確でないまま建設ありきと言っているが、市役所内部ではどう整理をしているかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、今回の余熱利用施設については平成6年に各構成市町が建設を合意している事項であるので、市報の中身と確かに食い違う部分はあるが、さきに合意してきた部分だと思っているので、必ずしも合致しない部分はあると思っている。ただし事務局や理事会で後年度の維持管理費を少なくする努力をしていると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、修繕の場合や後年度の維持管理について担当者会議で明らかにする、理事会では極力姿を明確にする努力を行うということで理解してよいのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、情報が置広事務局だけでなく構成市町にも流れてくるように申し入れしているので、ご指摘のとおり努力していきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、起債3億3,000万円の償還はいつから始まるのか、長井市はどのような償還金が発生するのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、長井市は一般起債をかけるので平成20年度から償還が出てくるが、最初の3年は据置期間と思っている。償還額については過疎債を使える自治体もあり、現在使えるかどうか県と協議中であり、事業費総額も確定しないので金額はわからないとの答弁はを受けたところであります。

また、委員からは、ふるさと市町村圏基金の残金は今後どのように活用していく計画なのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、基本的には今後も広域的な交流活動、人材育成事業

に活用していくものと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、まだ明らかにされていない今後の維持管理経費や修繕費、基金の用途などが明らかになった段階で議会に報告してもらいたいがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、早急に全体像を把握するよう置広事務局に働きかけ、11月中には数字的なものまで詳細に報告できるよう努力したいと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について申し上げます。

本請願は、山形県司法書士会会長、峯田文雄氏と日本司法書士政治連盟山形会会長、早坂幸久氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されていることから強引・悪質な販売行為を誘発しやすく、深刻な消費者被害が発生しやすい状態となっている。クレジット被害の防止と取引適正化を実現するには、クレジット会社自身が構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要である。消費者が安心安全なクレジット契約が提供されるよう、割賦販売法の抜本的な改正を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、悪質業者から無理やりクレジットを組まされたというような相談はあるのかとの質疑がなされ、自立経営対策室長からは、クレジット被害の相談は去年、一昨年もないが、割賦販売法に基づくクリーニングオフの相談が平成17年度7件、平成18年度9件あ

ったとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号 教育予算の拡充を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合置賜地区支部支部長、林公子氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

現在山形県独自の「さんさんプラン」を初め多くの都道府県では児童・生徒の実態に応じ、きめ細かな対応をするための少人数教育が実施されている。しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響などから、自治体が独自で少人数教育を推進するには限界がある。そして教育条件の地域間格差が広がりつつあり、また一方では、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

教育は未来への先行投資であり、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育水準に格差があってはならないので、国がしっかり教育予算を確保するよう求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、請願事項に義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の策定を実施することとあるが、まだ策定されていないので早く策定してほしいということなのかとの質疑がなされ、管理課長からは、文部科学省は2006年度の概算要求に盛り込む考えであったが、計画が見送られたためまだ計画は策定されていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、義務教育費の国庫負担を2分の1に復元することを求めているが、地方

六団体が要望している内容と同じかとの質疑がなされ、管理課長からは、教職員の給与費は都道府県が負担している。山形県市長会からは要望はしていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、請願には就学援助受給者が増大しているとあるが、長井市の現状はどうなっているのか。また教育委員会では地方交付税に算定されている義務教育関係経費はどれくらいと試算しているのかとの質疑がなされ、管理課長からは、就学援助受給者は平成18年度決算では要保護と準要保護合わせて91名となっている。母子家庭等の増加に伴い増加傾向にあると思っている。教育費の基準財政需要額は、平成19年度ベースで5億8,668万8,000円となっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、お金がなければ高度な専門的な教育を受けられないということがあってはならないし、自治体の財政力によって教育水準が下がるようなことがあってもいけないと思っている。しかし、義務教育費の国庫負担の削減や地方交付税の削減、三位一体改革による税源移譲などにより小さな自治体は十分な教育予算を確保できない状態に陥っている。そのため、旧来の制度に戻していくことも必要であるが、新たな視点で日本の教育を本当にひとしくあまねく教育を受けられるようにするためには具体的な是正を図っていく必要があると思っている。まさに本請願はその内容を求めているものであるので、採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第9号 地方財政の充実・強化を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

+

ます。

地方分権の推進や雇用創出の促進、少子高齢化への対応などにより基礎自治体が果たす役割は一段と高まっているが、政府は地域間の経済格差を放置したまま地方財政の圧縮を進めている。新型交付税の導入や地方財政計画の見直し等による一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に転嫁するものであり、容認できない。今目指すべき方向は、地方税の充実強化、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保することであり、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう地方財政の充実・強化を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいとします。

質疑に入り、委員からは、三位一体の改革と称して税源移譲や地方交付税の見直しが進められているが、地方財政に対する影響をどのように見ているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、地方交付税制度改革が我々のような財政基盤の脆弱な自治体にとっては大きく影響をしていると思っている。税源移譲により都市部の自治体は税収が伸びているとはいうものの長井市のような税収基盤の脆弱な団体は決して伸びているわけではない。マクロ的には地方税収入が伸びているということで地方交付税の総額が削減される傾向となっているため、ミクロ的には税収の多い団体は影響が少なく、税収の少ない団体は影響が大きくなっている。このことから都市と地方の財政力格差がますます拡大する傾向にあるというのが地方財政の現在の実態であると認識しているとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、本請願の内容は地方六団体が言っているのとほぼ同じと思うがどうかとの質疑がなされ、財政課長からは、私もそのよ

うに認識しているが、この新型交付税の導入は必ずしも交付税の削減にはつながっていないと認識しているので、ここだけは違うと思っているとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第67号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから、日程第6、請願第9号 地方財政の充実・強化を求める請願までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第67号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第67号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第7号 教育予算の拡充を求める意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第9号 地方財政の充実・強化を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第9号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成19年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件及び請願1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日、委員全員出席のもと所管課長の出席を求め開催

しております。

それでは、議案第68号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、県道の市移管により維持管理が必要となっている道路2路線を市道として認定すべく提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、一般県道久保桜線さくら大橋の完成により旧県道部分が市に移管されることになり、維持管理が必要となるため日の出町側を久保桜北線、館町側を久保桜西線として市道認定するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、新しい道路は日の出町の真ん中を通っており、交通量もふえることが予想されるが、地域住民から何か要望はなかったかとの質疑がなされ、建設課長からは、日の出町地内の交通の流れが変わったことにより一部箇所を一時停止の標識を設置したが、新しい道路に出にくい箇所について一部住民から押しボタン式信号機設置の要望があるようだ、長井警察署と随時協議をしながら地区の要望にこたえていけるよう対策を講じたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、当該道路はダンプの通行量が多く、側溝が土砂で埋まりやすいところだが、これからの対策はとの質疑がなされ、建設課長からは、地区の要望で先日泥上げは終了したが、市に移管されるに当たって維持管理に支障がないように県と協議を進めているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、旧県道が市に移管されるということで交通面から安全対策を講じなければならない点もあるが、当該道路は必要なものであり、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号 「公共工事における賃金

+